

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和3年3月31日（令和3年（行情）諮問第112号）

答申日：令和3年11月25日（令和3年度（行情）答申第384号）

事件名：特定の開示の実施の申出に係る申出期間超過の理由が行政機関の保有する情報の公開に関する法律14条3項ただし書の正当な理由に該当するか否かを判断する審査基準等が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月1日付け総評行第1号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人の求める情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

ない訳ない。「理由にならない。」とした判断基準を聞いているのである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

令和2年12月11日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、下記2の行政文書について開示請求があった。処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和3年2月1日付け総評行第1号で、行政文書不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、令和3年2月2日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

#### 2 開示請求の対象となった行政文書

本件対象文書

#### 3 審査請求の趣旨

原処分で開示されなかった行政文書について開示を求める。

#### 4 諮問庁の意見

（1）原処分について

処分庁は、審査請求人に対して、令和2年10月26日に、同日付け総評行第86号行政文書開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）及び行政文書の開示の実施方法等申出書（以下「開示実施申出書」という。）を送付した。当該開示決定通知書等は、同月28日に審査請求人に到達しており、開示の実施を行う場合は、法14条3項の規定に基づき、同年11月27日までに処分庁へ申し出る必要がある。

しかし、申出期間を10日超過した令和2年12月7日に、審査請求人から開示実施申出書を提出したい旨の電話連絡があり、法14条3項の規定に基づく開示実施の申出期間を超過した理由について、「申出書の記載方法に不明な点があったからである。私も本件以外にもやることがある。」との説明があった。

処分庁は、審査請求人からの説明を受けて、上記理由が法14条3項ただし書きの正当な理由（以下「正当な理由」という。）に該当するかどうかを判断する根拠となる審査基準等について記載された行政文書を探索したが、当該行政文書は保有していなかった。

そこで、処分庁は、書籍「詳解 情報公開法（総務省行政管理局編集）」に、「「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。」と記載されていることを参考として検討した結果、審査請求人が説明した理由は、正当な理由とは認められないと判断した。

令和2年12月8日、処分庁は、法14条3項の規定に基づき、開示決定通知書の到達後30日を超えていること、また、正当な理由があったものとは認められないことから、開示の実施はできないことを審査請求人に電話で伝えた。その際、審査請求人から、改めて、災害や病気療養のような本人の責めに帰すことができない理由の説明はなかった。

その後、処分庁は、審査請求人から令和2年12月11日付けで開示請求対象文書について開示請求を受けた。しかし、記載内容から開示請求の対象となる行政文書を特定することが困難であったことから、審査請求人に対して、開示請求対象文書に係る補正等を行い、審査請求人が開示を求めている請求内容を次のとおり把握した上で、令和3年2月1日に原処分を行ったものである。

＜審査請求人から把握した開示請求内容＞

開示実施申出書に意味不明な箇所があったことを理由に、期限までに開示実施申出書を提出することができなかったことについて、行政相談管理官室が、当該理由を正当な理由の「災害のほか、病気療養中など」の「など」に該当しないと判断した根拠となる審査基準等

## （2）開示請求対象文書の保有の有無について

審査請求人が説明した開示実施の申出期間を超過した理由について、処分庁が正当な理由に該当するか検討した際に参考とした書籍について

は、法2条2項に示される行政文書に該当しない。

また、処分庁は、本件審査請求を受けて、改めて開示請求対象文書について関係規定類や執務室、共用ドライブ等を探索したが、開示請求対象文書は保有していなかったとしている。

なお、処分庁は、審査請求人が説明した理由について、正当な理由に該当するか否かを検討した際に、行政文書は作成していないとしている。

以上を踏まえて、処分庁が、原処分において、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないとしたことは相当であり、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月25日 審議
- ④ 同年11月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問書に添付された書類（「行政文書開示請求書の補正について」（令和2年12月25日付け）及び「回答書」（令和3年1月7日付け）等の写し）によれば、本件開示請求から原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等は、おおむね上記第3の4（1）のとおりであると認められ、これを覆すに足りる事情は認められない。
- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の4）において、本件対象文書を保有していない旨説明するところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 法14条3項の規定に基づく開示実施の申出期間を超過した後の開示実施の申出については、その理由が正当な理由に該当するか否かについて、法の規定及び「詳解 情報公開法（総務省行政管理局編集）」等を参考としながら個別に判断することとしている。上記書

籍では、「「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。」とされている。

イ 審査請求人は、上記アの書籍に記載された、正当な理由の「災害のほか、病気療養中など」の「など」について、具体的な事例を説明した文書、審査基準や前例が記載された文書が存在するはずであるとして、それらを開示するよう求めていると思われるが、開示実施の申出期間の超過理由には様々なケースが考えられることから、審査請求人の主張に該当するような、正当な理由に該当するか否かを判断するための文書は、作成又は取得していない。なお、審査請求人は、上記アの書籍の開示を求めているものではないと理解し、対応している。

ウ 審査請求人は、開示実施申出書の記載内容が分かりにくいことを開示実施の申出期間内に申出を行わなかった正当な理由として主張するが、法及び上記アの書籍の記載内容に照らせば、これが正当な理由の「災害のほか、病気療養中など」の「など」に該当するとは考え難い。

### (3) 検討

ア 上記(1)に認定した求補正の経緯等によれば、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているものであり、当審査会において、上記(2)ア掲記の書籍の該当部分を確認したところを併せ考えると、上記(2)の諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していない旨の上記第3の4(2)及び上記(2)の諮問庁の説明は、否定し難い。

イ 上記第3の4(2)の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

ウ したがって、総務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

### (第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙 本件対象文書

添付書面行政文書の開示の実施方法等申出書に係る情報。

この申出書に記載する切手の額・左の実施の方法で開示を希望する文書量（c）等意味不明な記載箇所があり、即日提出する予定が30日を数日遅れたという理由を、理由とはならないとして開示を拒否した情報。